

関東躁うつ病当事者会（通称「関東ウェーブの会」）会則

2019年6月1日総会において裁決

躁うつ病（双極性障害）は完治することが難しい障害です。躁状態と鬱状態を繰り返すことから、多くの当事者は、理解を得られず、孤立を強いられ、長い間当事者同士が集う場もありませんでした。

関東ウェーブの会は、そのような現実を変えていくための集まりとして2006年に発足し、10年間の経験を積み重ねて、2017年に会員制の当事者会となりました。大切なことは専門家などの手に委ねず、当事者自身の手で創り上げてきたということがあります。

障害者も就労して自活するべきだと言われる一方で、その環境はあまりにも進んでいません。複雑な困難に向き合っている障害者とその違いに関わらず、力をまとめて、障害者と全ての人々が幸せに生きることが出来る社会を求めていくのが当事者会の役割です。

この会の精神を継続するために必要最低限度の会則・細則を、ここに定めます。

（名称）

第1条 本会の名称を「関東躁うつ病当事者会」とします。

2.通称は「関東ウェーブの会」です。

3.躁うつ病と双極性障害は同義とします。

（連絡先）

第2条 連絡先は電話・ファックス番号とメールアドレスを当会の公式サイトに公表します。

2.この会の所在地は、手続きなどで必要な場合、相手方に明らかにします。

（目的）

第3条 この会は前文の精神に基づき、躁うつ病（双極性障害）の当事者が誰一人分け隔てなく参加できる場を継続することを柱とし、躁うつ病（双極性障害）の当事者が、全ての人々と共に幸せに生きることが出来る社会を創り出していくことを目的とします。

（事業）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行います。

- (1) 概ね月1回の例会の開催
- (2) 概ね年1回の運営交流会の開催
- (3) 公式ウェブサイトの運営と交流
- (4) その他に総会で決定した行事

(5) 目的の達成のために必要が生じた事業

(構成)

第5条 この会は会員と賛助会員で構成します。

- 2.会員は、躁うつ病（双極性障害）当事者である限り、制限を設けません。
躁うつ病（双極性障害）当事者とは、一度でも躁状態を経験したことがある方とします。
- 3.賛助会員は、当事者の家族、交際相手及び事務局が了解した当会の趣旨に賛同して当会と共に歩み、支援して下さる方とします。
- 4.会員もしくは賛助会員が退会する場合は、事務局に届け出る必要があります。
- 5.会員、賛助会員以外に当会の行事に参加される方を「参加者」として、細則に定めます。
- 6.但し会員、賛助会員、参加者には、前文や目的にあるように公的機関や権威から当会が自立していることを重視し、当事者会としての原則を歪めようとする者を含めないものとします。

(除名)

第6条 前条の但し書きに反して入会もしくは活動した者は総会において除名することができます。その場合は、その者に弁明の機会を与えなければなりません。

(機関・議決)

第7条 この会の議決を行う機関として総会と事務局を置きます。

- 2.総会に参加、及び議決権行使書または委任状を提出した会員を議決権者とします。
総会は議決権者が会員総数の2分の1以上であることを持って成立します。
総会の決定は他に定めのない場合、議決権者の多数決で決定します。
議長は総会冒頭で決めます。
- 3.総会は事務局の決定で招集します。毎年1回以上開催し、次の事項を議決します。
 - (1) 会員の年会費
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 事務局員の選任
 - (4) 年度事業計画及び予算
 - (5) 本会の解散、合併に関する事項
 - (6) 第6条に基づく会員の除名に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関する重要事項
 - (8) やむを得ず、当日提出された緊急動議
- 4.事務局会議は事務局員で構成します。休職中以外の事務局員総数の1/2以上の出席

をもって成立し、多数決をもって議決します。

5.事務局会議は事務局の一員が招集し、総会に付託すべき事項、総会の議決の執行に関する事項、及びこの会の日常の運営に関する事項を議決します。

(事務局)

第8条 この会の事務局は事務局員で構成します。

事務局は総会の議決の執行及び日常の運営を行います。

2.事務局員の中に次の役割をおきます。

事務局長 1名

会計 1名

会計監査 1名

3.事務局員は会員の中から総会で選任します。

任期は次の総会で後任が選任されるまでとし、再任は妨げません。

(事業年度)

第9条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とします。

(財産の管理)

第10条 この会の会計処理及び管理方法は事務局が定めます。

(過半数以上を要する議決)

第11条 会則の改正及び会員の除名及び会場で修正可決する場合は、総会において議決権者の2/3以上の賛成で議決します。

会場の会員の1/2以上をもってその審議の成否を採択された緊急動議は、会場に参加した会員の2/3以上の賛成をもって議決します。

(細則)

第12条 この会則の実施に必要な細則は、総会において定めます。

(雑則)

第13条 この会則は、2019年6月1日の総会で決定の後、直ちに施行します。

関東躁うつ病当事者会 細則

2019年6月1日総会において改訂（案）

（会員、賛助会員以外の参加者）

第1条 当会の行事には、会員、賛助会員以外にも以下の方が参加できます。

- (1) 躁うつ病（双極性障害）の当事者
- (2) 躁うつ病（双極性障害）当事者の家族もしくは交際相手
- (3) 当会の趣旨に賛同し共に歩み支援していただく方で、事務局が了解した方

（総会の運用）

第2条 総会の招集は1ヶ月以上前に事務局が行ないます。

- 2.招集はインターネット上で行えるものとします。
- 3.招集には日時と会場を明記しなければなりません。
- 4.総会の2週間以上前に、総会における議決事項を記載した議決権行使書及び委任状を通知します。この通知及びその回答にはインターネットを使用できます。
- 5.総会での議決権を持つのは第7条に基づき、総会の1ヶ月以上前に会員になった者としてします。
- 6.議決権者以外の参加者も、オブザーバー参加することができます。

（事務局内での役割）

第3条 事務局員選出後、互選でその役割を決めます。

（スタッフ）

第4条 事務局は行事を行なうために、会員、賛助会員の中から必要なスタッフを募集し選任します。

任期は特に定めません。辞任にあたっては事務局に届け出が必要です。

（事務局の運用）

第5条 事務局会議を月1回以上開催します。

- 2.事務局会議はインターネット上で行なうことができます。
- 3.スタッフもしくは事務局が必要と認めた会員は事務局会議にオブザーバー参加することができます。

（会費）

第6条 会員、賛助会員の年会費は1200円とし、例会の参加は無料とします。入会がその

- 年度の1月以降の場合はその会費を600円とします。
2. 会員、賛助会員以外の例会参加には、1回300円の参加費が必要です。
 3. 総会と運営交流会への参加費は無料です。
 4. その他の行事の参加費については、その都度事務局が決めることとします。

(会員資格の期間)

第7条 会員、賛助会員の資格は会費納入後その年度末までとします。

但し、会員には次年度の初めに開かれる総会の議決権があるものとします。